

卒FITに伴う発電所マスタ申請時のお願いについて

2019年10月

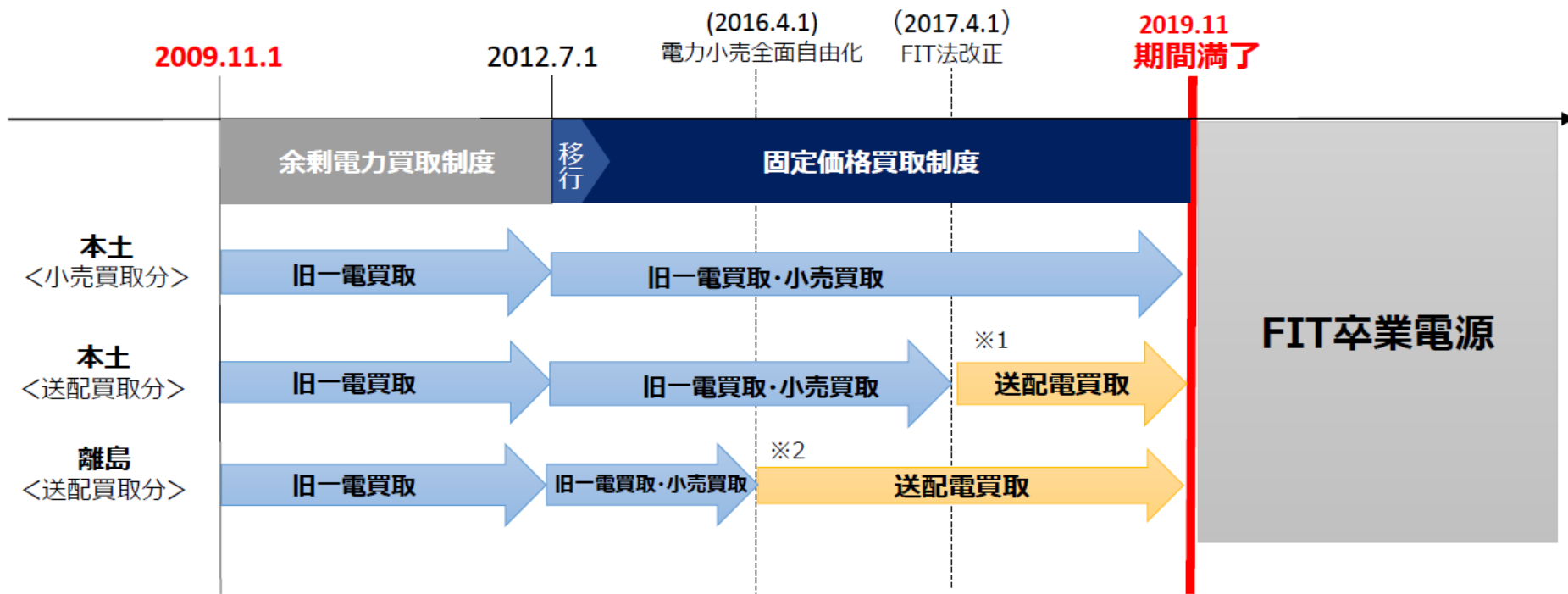
北海道電力株式会社
東北電力株式会社
東京電力パワーグリッド株式会社
中部電力株式会社
北陸電力株式会社

関西電力株式会社
中国電力株式会社
四国電力株式会社
九州電力株式会社
沖縄電力株式会社
電力広域的運営推進機関

[買取期間の満了について]

- 2009年に開始された太陽光発電の余剰電力買取制度の適用を受け導入された太陽光発電設備は、2019年11月以降順次、10年間の買取期間を終えることとなります。

※ 以下、買取期間満了後の電源を「FIT卒業電源 (= 卒FIT)」と言います。

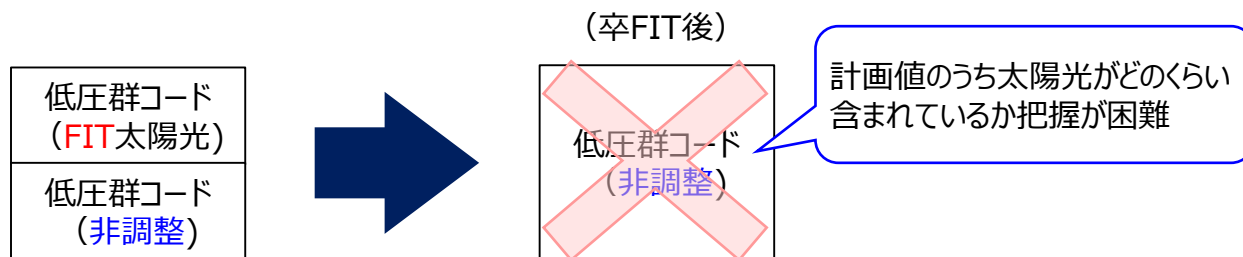


※1 FIT法改正後に再点した場合は、送配電買取へ移行。

※2 電力小売全面自由化後、小売電気事業者が離島へ参入していない所は、送配電事業者が買取を実施。

[背景]

- 2019年11月から、低圧家庭用PVに代表される卒FITが大量に出てくることに加え、その出力予測については、卒FIT買取事業者に委ねることとなっています。
- その一方、社会的背景としては、気象条件で出力が変動する再エネ電源の普及が加速しており、供給力に対する比率が高まっています。その結果、再エネ電源の出力を予測する重要性が高まってきました。
- しかしながら、卒FIT買取事業者が計画提出を行うにあたり、「非調整電源」としてその他の電源とまとめて提出されてしまう懸念があります。



- その場合、一般送配電事業者において、卒FIT買取事業者が「非調整電源」に織り込んでいる再エネ計画量、およびその変動に対応する必要な調整力を把握することが困難になるという問題が生じます。

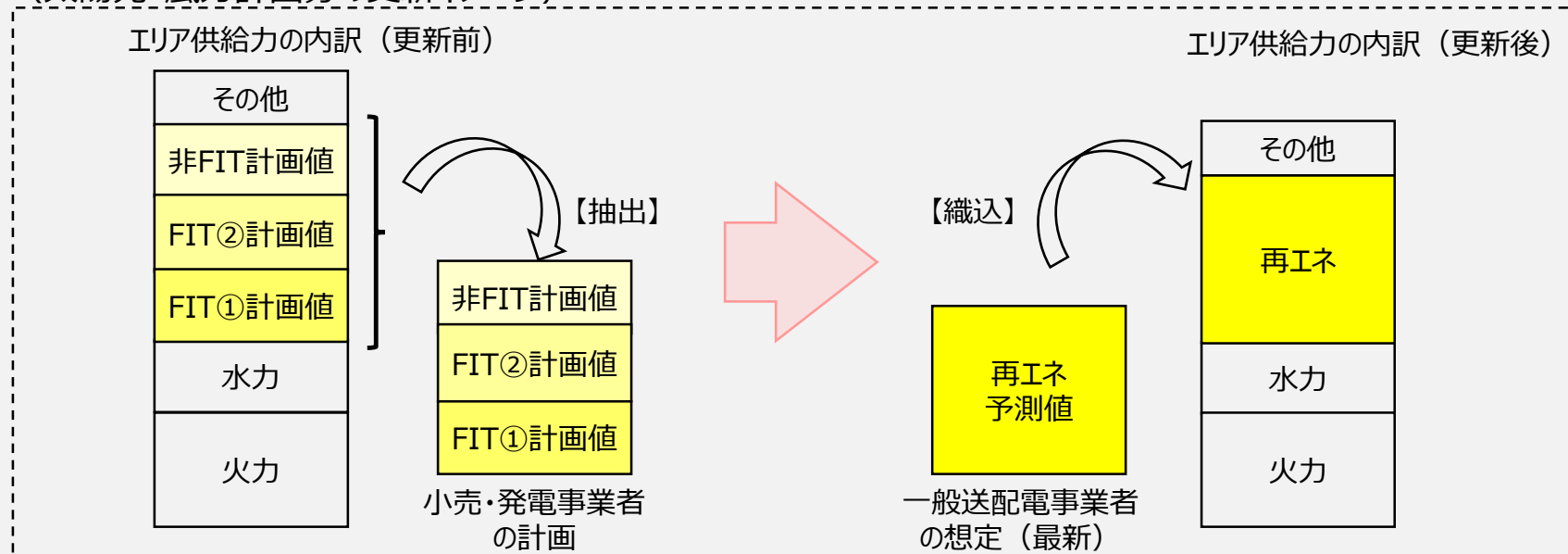
その結果、再エネ予測と当日の実績の乖離分は、最終的に一般送配電事業者で調整することとなり、その調整コストは、託送料金を通じて事業者の皆様にも影響してしまいます。

〔現在の取組みと課題〕

- 以上の背景から、現在各エリアの一般送配電事業者において、予測誤差の低減のために下記のように最新の気象予測等を考慮した取組みを行っています。

- 一般送配電事業者が作成しているエリア需給バランスは、事業者から提出された発電販売計画から、再エネに関係する計画分を手作業（発電所名や発電計画の出力カーブから類推等）で抽出し、最新の気象予測等に基づき、想定した予測値を再エネ供給力として織り込んでおります。

（太陽光・風力計画分の更新イメージ）



- 今後、2019年11月/12月だけでも全国で約200万kWの卒FIT量が見込まれ、さらに増加していくため、予測誤差の低減への取組みがますます困難となります。

以上のことから、卒FITをはじめとする**全ての低圧再エネの買取事業者**の皆様へ、計画提出において再エネ計画量を区分できるよう発電所名の記載方法を定めましたので、ご協力をお願いします。

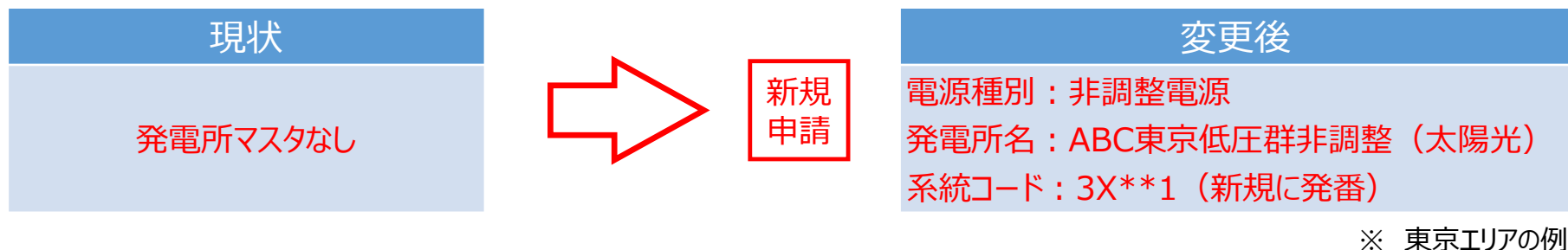
1. 卒FITに伴う発電所マスタの申請について
 2. 発電所マスタの申請内容について
 3. 発電所マスタの発電所名について
 4. 発電所マスタ申請ワークフロー（新規申請の場合）
 5. 発電所マスタ申請ワークフロー（変更申請の場合）
 6. 広域機関システムによる申請の場合
 7. 発電所マスタ申込書の記載例
- （参考） 系統コードに関するお問合せ先について
- [別紙1] 卒FITに伴う計画提出について
- [別紙2] Q&A

- 卒FITの電力を買取る事業者は、非調整電源として発電販売計画の提出が必要となります。
- 発電販売計画の提出にあたっては、発電所マスタの申請（新規申請または変更申請）をお願いします。
- 発電所マスタの申請にあたっては、9ページを参考に発電所名の設定をお願いします。

対象	卒FITをはじめとする 全ての低圧再エネの買取事業者 (※ 高圧・特別高圧の非調整電源は対象外)
申請内容	新規申請 または 変更申請
申請方法	広域機関システムにて申請 または 電子メールにて申請※ ※ <u>電子メールで申請する場合、以下URLからダウンロードした「発電所マスタ申込書」を記載の上、添付して申請してください。</u> https://www.occto.or.jp/occtosystem/masterdata_touroku.html
申請先	(電子メールでの申請先) 電力広域的運営推進機関 運用部 マスタ担当 メールアドレス： code@occto.or.jp

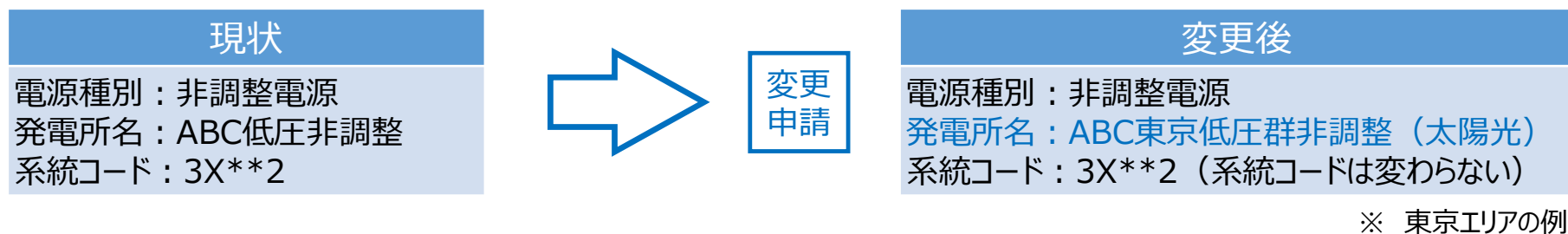
(1) 卒FIT用の発電所マスタがない場合

- ▶ 広域機関システムまたは電子メールにて発電所マスタを申請（新規申請）してください。



(2) 卒FIT用の発電所マスタがある場合（すでに申請済みの場合）

- ▶ 発電所マスタの発電所名をご確認の上、必要により発電所名の変更をお願いします。（9ページ参照）
- ▶ 広域機関システムまたは電子メールにて発電所マスタを申請（変更申請）してください。



※ 卒FITの電力の買取開始前に発電所マスタを申請（新規申請・変更申請）をお願いします。

※ 一般送配電事業者による系統コードの発番には、5営業日程度要します。

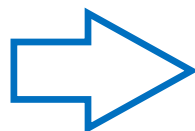
※ 2019年11月より買取を始める事業者は、卒FITの申請対応等のため、11月分の計画提出には上記の対応が間に合わないことも考えられますが、準備が整い次第、対応をお願いします。

(3) 低圧群非調整電源の発電所マスタがある場合

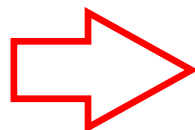
- すでに低圧群の非調整電源の発電所マスタがあっても、卒FIT以外の電源種別が含まれている場合は、新たに卒FITの発電所マスタを申請してください。
- 広域機関システムまたは電子メールにて発電所マスタを申請（新規申請）してください。

現状

電源種別：非調整電源
発電所名：ABC低圧非調整（水力等）
系統コード：3X**3



変更
申請



新規
申請

変更後

電源種別：非調整電源
発電所名：ABC東京低圧群非調整（水力）
系統コード：3X**3

電源種別：非調整電源
発電所名：ABC東京低圧群非調整（太陽光）
系統コード：3X**4（新規に発番）

※ 東京エリアの例

- ※ 低圧群の非調整電源で、電源種別が同一の発電所マスタがある場合には、卒FIT分と合わせてご使用いただいて問題ございません。ただし、前ページの（2）のように、必要により発電所名の変更をお願いします。

※ 卒FITの電力の買取開始前に発電所マスタを申請（新規申請・変更申請）をお願いします。

※ 一般送配電事業者による系統コードの発番には、5営業日程度要します。

※ 2019年11月より買取を始める事業者は、卒FITの申請対応等のため、11月分の計画提出には上記の対応が間に合わないことも考えられますが、準備が整い次第、対応をお願いします。

- 発電所マスタ申請時の発電所名は、以下のように「会社名」・「エリア」・「低圧群」・「非調整」・「電源種別」がわかるように設定をお願いします。

会社名 + エリア + 低圧群 + 非調整 + (電源種別)

※ 全角で25文字以内

※ 電源種別は、以下のように記載

- ・太陽光発電 ⇒ 太陽光
- ・風力発電 ⇒ 風力
- ・水力発電 ⇒ 水力
- ・地熱発電 ⇒ 地熱
- ・バイオマス発電 ⇒ バイオ

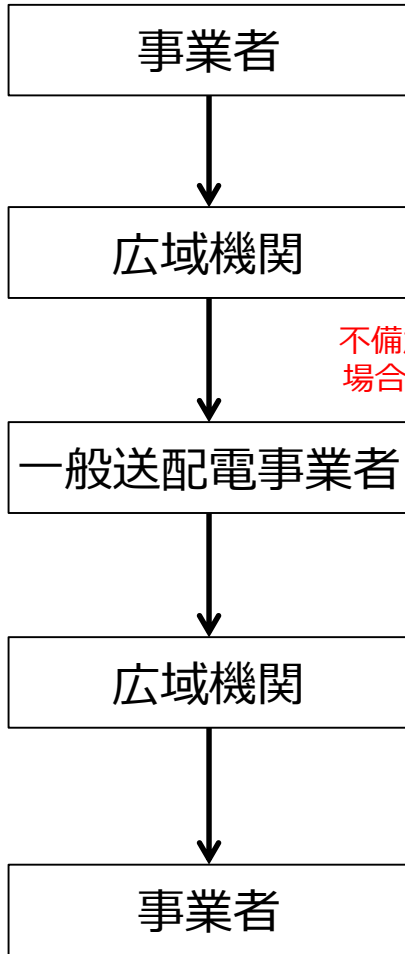
- (例) 発電所名 : **新電力パワー東京低圧群非調整 (太陽光)** [19文字]
発電所名 : **新電力パワー東京低圧群非調整 (風力)** [18文字]
発電所名 : **新電力パワー東京低圧群非調整 (水力)** [18文字]
発電所名 : **新電力パワー東京低圧群非調整 (地熱)** [18文字]
発電所名 : **新電力パワー東京低圧群非調整 (バイオ)** [19文字]

※ 同一電源種別で複数の発電所マスタが必要な場合には、以下のように発電所名を設定してください。

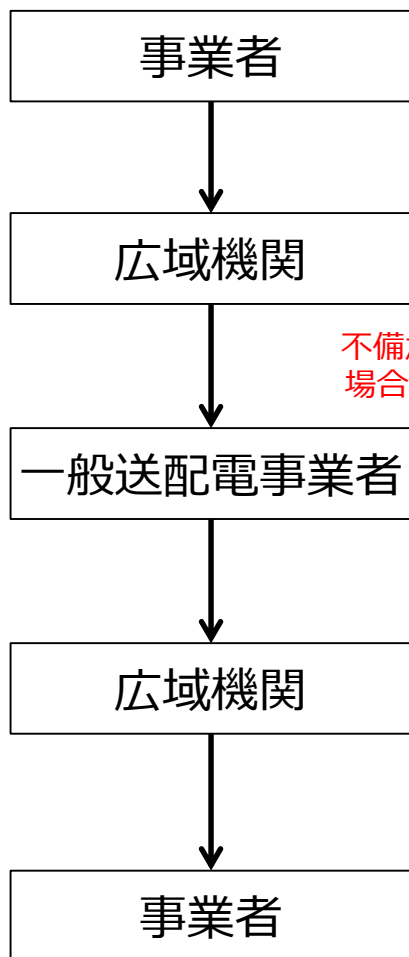
- (例) 発電所名 : 新電力パワー東京低圧群非調整 (太陽光) **1**
発電所名 : 新電力パワー東京低圧群非調整 (太陽光) **2**

(余 白)

4. 発電所マスタ申請ワークフロー（新規申請の場合）



広域機関システムによる申請	電子メールによる申請
Web上から申請 [計画受付]－[発電所マスタ] から新規申請	「発電所マスタ申込書」に 必要事項を記載の上、電子メー ルにて新規申請
広域機関から、一般送配電事業者 に系統コードの発番を依頼	
一般送配電事業者で内容を確認し、 系統コードを発番 ※申請内容に不備があった場合、 一般送配電事業者から事業者 に直接連絡。	
広域機関で確認後、電子メール で登録結果を通知	広域機関で確認後、電子メール で登録結果を通知
登録内容を確認	登録内容を確認



広域機関システムによる申請	電子メールによる申請
Web上から申請 [計画受付]－[発電所マスタ] から変更申請	「発電所マスタ申込書」に 必要事項を記載の上、電子メー ルにて変更申請
広域機関から、一般送配電事業者に変更内容の確認を依頼	
一般送配電事業者で変更内容を確認 ※申請内容に不備があった場合、一般送配電事業者から事業者に 直接連絡。	
広域機関で確認後、電子メール で登録結果を通知	広域機関で確認後、電子メール で登録結果を通知
登録内容を確認	登録内容を確認

- 発電所マスタの申請は、広域機関システムの「計画受付 > マスタ管理 > 申請・参照」の「発電所マスタ新規申請」または「マスター一覧（変更・削除申請）」より申請してください。

※ 入力項目の注意事項については、「7. 発電所マスタ申込書記載例」をご参照ください。

広域機関システム		[ログインユーザ情報] [本システムについて] [ログアウト]
公表	計画受付	
計画管理	申請・参照	申請・参照
マスタ管理		BGマスタ新規申請
ユーザ管理		計画提出者マスタ新規申請
		発電販売計画マスタ新規申請
		需要調達計画マスタ新規申請
		需要抑制計画マスタ新規申請
		発電所マスタ新規申請
		マスター一覧(変更・削除申請)
		マスタ申請状況一覧

■ 記載例を以下に示します。

赤枠 の箇所は、本申請にあたっての注意事項を記載しています。

発電所マスタ申請 事業者入力項目			
申請区分	変更 ← 新規 または 変更		
申請内容			
電源所属エリア名	東京	電源種別	非調整電源 ← 非調整電源を選択
電圧種別	低圧		
契約開始日	2019/11/01	999,999,999を記載	
適用開始日	2019/11/01	適用終了日	2099/12/31
同時最大受電電力	999,999,999 ←		kW
発電所名 (全角25文字以内)	新電力パワー東京低圧群非調整 (太陽光) ← 9ページ参照		
発電所名略称	新電力パワー太陽光		
事業者コード(発電所所有者)	41211	事業者名称(発電所所有者)	新電力パワー
郵便番号	135-0061		
住所(発電所所在地)	東京都江東区豊洲6-2-15 ←		発電所群に含まれる1発電所 (任意で選択)の発電所所在地の住所を記載※
連絡者所属	総務部		
連絡者氏名	広域 太郎		
連絡者電話番号	03-1234-5678	連絡者FAX番号	
連絡者メール	koiki **@occto.or.jp		
所属事業者情報			
所属事業者コード	41211	所属事業者名称	新電力パワー

※ 代表地点番号がない (スイッチング切替未完等) 場合は、
申請者の本社住所を仮登録し、後に代表地点の住所に変更申請してください。

- 低圧の系統コードに関するお問合せは、各エリアの一般送配電事業者にお願いします。

お問合せ窓口	メールアドレス	電話番号
北海道電力株式会社 業務部 託送サービスセンター 統括グループ	kouatu-nsc@epmail.hepco.co.jp	0570-080-500
東北電力株式会社 ネットワークサービスセンター	s.tohoku-code01.gc@tohoku-epco.co.jp	0570-783-501
東京電力パワーグリッド株式会社 パワーグリッドサービス部 ネットワークサービスセンター 配電系統連系グループ	01tepconsc@tepco.co.jp	03-3509-1709
中部電力株式会社 ネットワークサービスセンター 系統連系課	Chubu.Nsc002@chuden.co.jp	0570-03-5600
北陸電力株式会社 ネットワークサービスセンター	nsc-kou01@rikuden.co.jp	0570-051-081
関西電力株式会社 ネットワークサービスセンター 契約グループ	trans-sc@a4.kepco.co.jp	06-7501-0695 ※ 音声ガイダンスに従い、「契約・工事全般、たくそう君、入札に関するお問合せ」へ)
中国電力株式会社 ネットワークサービスセンター	T2NSCB@pnet.energia.co.jp	082-544-2673
四国電力株式会社 送配電カンパニー 業務部 託送サービスセンター	wsc@yonden.co.jp	050-8801-3759
九州電力株式会社 ネットワークサービスセンター 契約料金グループ	Network_Sc_renkei@kyuden.co.jp	092-726-1679
沖縄電力株式会社 ネットワークサービスセンター	contact_takusou@okiden.co.jp	098-877-3225

[別紙] 卒FITに伴う計画提出について

- 卒FITの買取事業者は、非調整電源として発電販売計画の提出が必要となります。
※ 発電販売計画の提出にあたっては、事前に広域機関へマスタ申請が必要となります。
- 系統コードを新規申請行った場合は、発電販売計画マスタに当該系統コードの追加が必要です。
- 一般送配電事業者との発電量調整供給契約の変更の際に、BGコード(非FIT特例BG)の変更申請を行った場合は、計画提出者マスタおよび発電販売計画マスタに当該BGコードを追加する必要があります。

各種マスタに関する詳細については、以下をご参照ください。

- ・各種計画提出に必要なマスター一覧「発電販売計画」

https://www.occto.or.jp/occtosystem/masterdata_touroku.html

- ・発電計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格（計画値同時同量編）記載要領

5.1.計画内の整合性確認 (3)発電販売計画、

5.3.6.発電販売計画と発電販売計画マスタの契約識別番号1の不整合

<https://www.occto.or.jp/occtosystem/keikaku/keikakuteishutsu.html>

【各種マスタ及び計画提出等に関するお問合せ先】

<https://www.occto.or.jp/otoiawase/>

[別紙2] Q&A

No.	分類	質問	回答
1-1	全体	卒FIT用の発電所マスタがない場合(7ページの(1)に該当する場合)で、発電所マスタ申請を行わなかったら事業者側にどのような影響があるのか。	発電所マスタの登録がない場合、発電販売計画の提出が出来ませんので、申請をお願いします。
1-2	全体	事業者側で発電所名の記載方法通りに発電所マスタの申請を行わなかった場合、事業者側にどのような不利益があるのか。	事業者様に直接的な影響はございませんが、一般送配電事業者において、卒FIT買取事業者が「非調整電源」に織り込んでいる再エネ計画量、およびその変動に対応する必要な調整力を把握することが困難になるという問題が生じます。その結果、再エネ予測と当日の再エネ実績の乖離分は、最終的に一般送配電事業者で調整することとなり、その調整コストは、託送料金を通じて事業者の皆様にも影響してまいりますので、ご協力をお願いいたします。
1-3	全体	11月1日から卒FIT買取を開始することを予定しているが、いつまでに発電所マスタの申請を行う必要があるのか。	<p>発電所マスタの申請から登録完了まで、5営業日程度要します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒FIT用の発電所マスタをお持ちでない事業者様（新規申請を行う事業者様）は、11/1受渡分の計画を提出する場合、10/24までに申請を行っていただければ、10/30までに広域機関から電子メールで登録結果を通知いたしますので、10/31の12時までに翌日計画提出を行うことが可能となります。 ・既に卒FIT用発電所マスタをお持ちの事業者様（変更申請を行う事業者様）は、既に登録がされておりますので計画提出はできますが、準備が整い次第発電所名の変更をお願いいたします。

No.	分類	質問	回答
2-1	マスタ申請	マスタ申請が計画提出日の直前となっている場合はどのように対応すれば良いのか。	<p>発電所マスタの申請から登録完了まで、5営業日程度要します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒FIT用の発電所マスタをお持ちでない事業者様（新規申請を行う事業者様）で、登録が間に合わない場合、計画提出ができないため、早めの申請をお願いいたします。 ・既に卒FIT用発電所マスタをお持ちの事業者様（変更申請を行う事業者様）は、既に登録がされておりますので計画提出はできますが、準備が整い次第発電所名の変更をお願いいたします。
2-2	マスタ申請	発電地点毎に発電所マスタの登録が必要になるのか。	<p>低圧の発電所は複数の発電地点を低圧群として、電源種別毎に登録してください。</p>
2-3	マスタ申請	計画提出にあたり、発電所マスタの新規申請の他に必要な手続きはあるか。	<p>発電所マスタの新規申請を行った場合は、発番された系統コードを発電販売計画マスタに追加する必要があります。また、一般送配電事業者との発電量調整供給契約の変更の際に、BGコード(非FIT特例BG)の変更申請を行った場合は、当該BGコードを計画提出者マスタおよび発電販売計画マスタに追加する必要があります。</p> <p>【マスタデータ登録申請に関する問合せ先】 https://www.occto.or.jp/otoiwase/occtosys/2016-0203-masterdata_shinsei_toiwase.html</p>
2-4	マスタ申請	卒FIT分の計画提出に必要な手続きをもう少し簡略化するような仕組みはないのか。	<p>手続きを簡略化する仕組みはございません。慎重に検討して参りましたが、事業者様への影響も考慮し、本対応をお願いしております。</p>

No.	分類	質問	回答
2-5	マスタ申請	発電所名略称も指定があるのか。	発電所名略称は任意です。 (全半角混在可、10文字以内)
2-6	マスタ申請	卒FIT用の発電所マスタがない場合(7ページの(1)に該当する場合)で、発電所マスタ申請が間に合わずゲートクローズまでに計画提出できなかった場合の精算はどうなるのか。	発電計画値ゼロとして、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づく精算となります。
2-7	マスタ申請	広域機関へ申請したマスタの申請状況について、事業者側は確認できるのか。また、問合せすれば具体的な回答(いつまでに登録完了する等)を得られるのか。	マスタの申請状況は、広域機関システムの「計画受付>マスタ管理>申請・参照>マスタ申請状況一覧」よりご確認ください。広域機関システムにログインできない場合は、申請状況を確認しますので広域機関マスタ担当までお問合せください。 【マスタデータ登録申請に関する問合せ先】 https://www.occto.or.jp/otoiwase/occtosys/2016-0203-masterdata_shinsei_toiwase.html

No.	分類	質問	回答
3-1	計画提出	発電販売計画の記載方法等について知りたい。	<p>以下をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格（計画値同時同量編）記載要領を参照ください。 https://www.occto.or.jp/occtosystem/keikaku/keikakuteishutsu.html ・計画提出に関する「よくある質問」 https://www.occto.or.jp/occtosystem/FAQ/index.html
3-2	計画提出	18ページに記載があるが、「同一エリアに「(翌日FIT)発電販売計画」と「(翌日)発電販売計画」を提出する場合、なぜ分割番号を分けなければいけないのか。	<p>「(翌日FIT)発電販売計画」のファイル名の「0152」(情報区分コード)は、ステータス3でシステム登録されると「0150」に変わるため、同じ「0150」で登録されている「(翌日)発電販売計画」と区別するために分割番号を分ける必要があります。</p> <p>詳細は発電計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格（計画値同時同量編）記載要領「3.4.3分割番号について」を参照ください。 https://www.occto.or.jp/occtosystem/keikaku/keikakuteishutsu.html</p>
3-3	計画提出	FIT特例①と卒FIT分の計画は1つのファイルで提出することは可能か。	<p>FITとFIT以外分を1つのファイルで提出することは可能です。その場合、以下の制約があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(翌日FIT)発電販売計画」を提出する必要があります（FIT特例①のステータス管理のため） ・ステータス1では、販売・調達計画に計画値が入力不可となります。 ・ステータス2の作成中はFIT特例発電BG以外の発電BGの計画変更が不可となります。

No.	分類	質問	回答
3-4	計画提出	卒FITの発電計画作成に際し、「発電上限値」はどの値を設定すれば良いか。	自然変動電源(太陽光・風力)については、発電計画と同値を設定してください。詳細は発電計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格(計画値同時同量編)記載要領3「1.1.7.発電計画(内訳)」をご参照ください。 https://www.occto.or.jp/occtosystem/keikaku/keikakuteishutsu.html
3-5	計画提出	年間～週間計画における発電計画はどの値を設定すれば良いか。	以下をご参照ください。 発電計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格(計画値同時同量編)記載要領「3.3.2.年間、月間、週間計画)」を参照ください。 https://www.occto.or.jp/occtosystem/keikaku/keikakuteishutsu.html
3-6	計画提出	11月分の月間計画の提出期限10月1日をすでに過ぎていますが、11月分を提出期限後に提出する必要があるか。	各計画は提出期限後も提出する必要があります。以下、変更計画の提出期限までに提出をお願いします。月間計画の提出が間に合わない場合は週間計画から提出いただく事となります。 なお、8ページの(3)低圧群非調整電源の発電所マスタがある場合で、すでに卒FIT分を織り込んだ計画を提出済みの方については、提出期限後に変更計画を提出する必要はありません。
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[変更計画の提出期限]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週間計画:計画変更日の前々日12時まで ・月間計画:計画変更週初日の前々週火曜17時まで ・年間計画:計画変更月の前々月15日17時まで <p>※変更計画日前の計画は空白にし提出してください</p> </div>	<p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月の月間計画(10/1締切): 低圧群非調整電源(水力等)として提出済み ・12月の月間計画(11/1締切): 電源種別を分けた計画(水力と太陽光)を提出

No.	分類	質問	回答
3-7	計画提出	翌日計画を前日12時までに提出できなかった場合はどうすれば良いか。	前日17時以降に当日計画として提出してください。
3-8	計画提出	提出した計画の登録状況を確認する方法はあるか。	広域機関システムの「計画受付> 計画管理> 各種計画確認> 登録計画一覧よりご確認ください。 (参考) 「広域機関システム操作マニュアル 計画管理」 6.登録計画一覧 https://www.occto.or.jp/occtosystem/keikaku/2016-0222_keikakuteisyutsu_onegai.html
4-1	その他	スイッチング支援システムに関する必要な手続きを教えてください	スイッチング支援システムのインフォメーションやマニュアルをご覧ください、ご不明な点がございましたら、以下URLよりお問い合わせください。 https://www.occto.or.jp/otoiawase/swsys.html

No.	分類	質問	回答
5-1	全体	調整電源等の既存系統コードも発電所マスタの名称変更の対象か。	低圧非調整電源のみが対象です。
5-2	全体	発電所名統一の目的は、卒FITに限らず、低圧群を電源種別毎に把握することか。	ご認識の通りです。
5-3	全体	エリア需給バランスの作成において、小売電気事業者の予測した計画値を抽出し、一般送配電事業者の再エネ予測値を織り込む理由は何か。	実需給までの気象変化による再エネ出力変動に対応するための必要な調整力を一般送配電事業者が把握するために行っています。
5-4	全体	発電BGの数は増やしても問題ないか。	複数の発電BGを組成しても問題ありません。
5-5	全体	インバランス料金は発電BG毎に計算される認識でよいか。	ご認識の通りです。
5-6	全体	1つのBGの中に複数の低圧群の系統コードがあっても問題ないか。	関西エリア以外は問題ありません。 関西エリアに関しては、制約の有無について確認が必要なため、事前に関西電力ネットワークサービスセンターへご確認ください。

No.	分類	質問	回答
6-1	マスタ申請	卒FITと新設の低圧非調整電源の発電所マスタは分ける必要はあるか。	太陽光など、電源種別が同一の場合、卒FIT分と低圧非調整電源の発電所マスタは分ける必要はありません。
6-2	マスタ申請	発電所マスタの名称変更については、広域機関システムからの申請の他に、一般送配電事業者への申請も別途必要か。	広域機関システムから名称変更をしていただければ、一般送配電事業者へ申請情報を連携するため、広域機関システムへの申請を行っていただければ別途申請は不要です。
6-3	マスタ申請	卒FITの買取を将来予定しているため、すぐにマスタ申請をする必要はないが、マスタ申請に期限等はあるか。	マスタ申請に期限はございませんが、発電所マスタの申請手続きなどにかかる期間を考慮のうえ早めの申請をお願いいたします。
6-4	マスタ申請	発電所マスタの発電所名の中に記載する「会社名」は、計画提出者の会社名で良いか。	低圧群では、計画提出者の会社名で問題ございません。
6-5	マスタ申請	発電所マスタの発電所所在地が決まっていないため、本社住所を仮登録した場合、発電場所が決まったタイミングで変更する必要があるか。また、スイッチングでお客様が変わってしまった場合も同様に変更が必要か。	発電所が決まった時点で発電所マスタ変更申請をお願いします。また、スイッチングでお客様が変わってしまった場合も同様に変更申請をお願いします。
6-6	マスタ申請	低圧の複数の発電地点を束ねた「低圧群」なので、発電所マスタの発電所所在地は本社の住所で良いと考えるが、どのような理由で代表地点を登録する必要があるか。	低圧群の登録ではありますが、実態把握の観点からお願いします。また、同じ発電所の申請があった場合の重複確認にも使用しています。
6-7	マスタ申請	発電所マスタの名称変更に加えて、発電BGの名称変更も必要か。	発電BGの名称は任意ですので、変更は不要です。

No.	分類	質問	回答
7-1	計画提出	発電販売計画に記載する発電所名は任意項目だが、特に変更はないか。	BP規格(発電計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格)上、発電所名称は任意項目(空欄許容)となっており、変更はございません。
7-2	計画提出	事業者X(発電契約者)と事業者Yが発電BGを組んでいる場合において、Yが卒FITを買取る際に、Xが代表BGとして卒FIT用のBGを組成して計画提出して良いか。それともYがBGを組成してYが発電販売計画を提出する必要があるか。	発電販売計画は、複数の発電BGを束ねた発電量調整供給契約を締結した発電契約者が提出しますので、発電量調整供給契約単位で計画提出をすることになります。従いまして、事業者Xが提出することになります。
7-3	計画提出	同じ取引先(計画提出者コード)からFIT分と卒FIT分を調達する場合、需要調達計画の「調達計画」は、同じ取引先からであるため、FIT分と卒FIT分を合算して記載しなければいけないか。それとも、同じ取引先を2つに分けて記載して良いか。	どちらでも可能です。需要調達計画の「調達計画」の取引先コード欄について、広域システムとしては、同一の計画提出者コードの計画を2つに分けて提出された場合でも問題なく計画を受理します。ただし、提出した計画を変更する際は、記載した計画(列)の順番を入れ替えずにご提出いただくようお願いいたします。